

ハルワニの結婚論

応用哲学会ワークショップ 2023/4/22

京都女子大学

江口聡

eguchi.satoshi@gmail.com

ハルワニの『愛・セックス・結婚の哲学』(以下ハルワニ本)での結婚論(第10章、第11章)を概観し簡単にコメントする。

ラジャ・ハルワニ: 恋愛ペシミスト、セックス超リパタリアン(セックスアナーキスト?)、結婚解体論者、人生に対するペシミスト、穏健な(?)反出生主義者。

あつかわれる問題とハルワニの戦略

ハルワニは第10章「結婚とは何か」で、主として結婚の「定義」とその目的を論じ、同性婚だけでなく、ポリガミーやグループ婚、バイ結婚といった結婚を承認する可能性を提案する(動物婚、近親婚等はハルワニ自身は支持しない)。さらに第11章「結婚は必要か」では、(現行の)結婚制度が正義に反する制度であるという可能性を論じ、結婚制度の改革案としてのエリザベス・ブレイクの「最小結婚」と、期間限定婚というアイデアを評価する。

ハルワニの戦略は次のようだ。

1. 文化によってさまざまなタイプの結婚が存在していることから、結婚の「本質」あるいは必要十分の(記述的)定義を与えることはできないことを指摘する。また結婚の本来的な目的といったものも存在しないことを主張する。
2. 結婚には本質あるいは本来的な目的があるとする論者の典型として、一連の(キリスト教系の)「新自然法主義者」たちを取り上げ、その「本質」なり「本来的目的」なり(夫婦の「合一」や「生殖」)が合理的根拠を欠き、また彼らが使用する概念群が不明確であるとして論駁する。

3. 新自然法主義者たちによる結婚の定義や目的、価値などを批判したのちに、ハルワニは、「結局「結婚」とは、人々のあいだの取り決め(arrangement)であり、基本的には、人々の同居生活や子供をもつこと、財産の移転などを統制するために設けられたなんらかの一連の規則や統制を指す」といった結論する(第10章)。その内容については個々の文化や時代によって異なる。したがって結婚の概念は、われわれが設定する「目的」に依存させてよい。あるいは、その社会で受けいれられている意味に依存すると考えてよい。(結婚制度の目的が人々の幸福と自由な選択であるならば、同性婚その他の一夫一婦以外の結婚を受けいれない理由はなにもない。)
4. ハルワニにとって重大な問題は、同性婚を認めることが他のタイプの不道德な結婚へのすべりやすい坂道をすべり落ちることになるという論法で、これを(a) 因果バージョンと(b) 原則喪失バージョンに分ける。(a)同性婚の許容が因果的に、同性愛カップルの増加や、他のタイプの(不道德な)結婚の増加につながるという予想や懸念の根拠はない。問題は(b)、現在の社会が結婚を一夫一婦に制限しているのは、たしかに伝統、慣習、あるいは現在の社会の人々の(規範的)道徳意識でしかないが、いったん同性婚を認めてしまえば、他の不道德かもしれない結婚(ポリガミー、バイ結婚、近親婚、動物婚など)に反対する理由を失ってしまうという議論である。
5. これに対するハルワニの返答は、近親婚や動物婚などを認めるべきでない道徳的な理由を挙げることは可能であり(たとえば遺伝学的な懸念、虐待的関係の危険、同意の不在など)、一方、ポリガミーやバイ結婚などについてはそれが不道德であると主張するには正当な根拠は見つからない、というものだ。ハルワニにとって重要なのは人々の幸福と自由な選択であり、したがってポリガミーやバイ結婚、グループ婚などを認める余地は十分ありえると論じる。
6. ポリガミー擁護の可能性。ハルワニは特にポリガミーの有益さを共感的に論じている。同時にモノガミーには道徳的問題があることを指摘する。
 - a. 参加者たちの性的・感情的な満足
 - b. 嘘、裏切りの回避
 - c. 子供へのより豊かな投資(経済的・感情的)の可能性
 - d. 家族の各種リソースの増加
7. 同性婚を認めるべき論証を復習する(アメリカではすでに最高裁判決が出ているので簡略)。結婚したカップルにはさまざまな現実的優遇と社会的地位が与えられるが、同性カップルにそれを与えないことはゲイの人々を二級市民扱いにすることであり悪しき差別である。これは2015年の米国最高裁判決での中心的なポイントであり、江口が見るところこれは非常に強力な議論である。
8. だが、それにもかかわらず同性愛の人々のなかには結婚の権利を積極的には求めない人々がいる。その一部は、結婚が求めるに値しない制度であるとか、あるいは結婚は悪しき制度、正義に反する制度、不道德な制度だと考えている人々である。(a) 結婚制度は、結婚している人たちのみに各種の優遇措置を与えるものであり、結婚していない

人々にとって差別的である。(b) 一般に離婚は困難であり、本来ならばいっしょにいるべきでない人を結びつけ束縛している。(c) 一定期間に一人の配偶者しか持てず、これはポリアモリー的な人々にとって大きな障害になる。(d) 配偶者はたがいの人身、財産、プライベートな情報などについて法的アクセス権をもつが、これによって、虐待的な関係において被害者となる人が虐待、レイプ、ストーキング、殺人などから身を守りにくしている。したがって結婚は全体として廃止されるかあるいは少なくとも多くの点で改革されるべきであり、現状の結婚は、結婚できない人々が求めるべきものではない。

9. また、現状のモノガミー的結婚制度は基本的に保守的・伝統的な生活を営もうとする異性愛カップルのためのもので、レズビアンやゲイの人々の少なからぬ割合がそうした伝統的な一夫一婦結婚にはおさまきれない生活様式を生きており、それに価値を見出している。同性カップルが伝統的な異性カップルの結婚様式におさめようとするのは、そうした人々をメインストリームに強制的に同化させようとするものであり、文化的不正義である。
10. ハルワニは、上の二つの結婚批判(結婚解体論)に共感的ではあるが、結婚を一掃すべきというよりは改革すべき問題を含むものだと解釈している模様。
11. 注目すべき結婚制度改革案として、ブレイクの「最小結婚」論がとりあげられる。ブレイクは、国家は、基本財以外の善の構想について中立であるべきであるとするロールズ的な国家中立原則から出発する。異性愛モノガミーを優遇することは中立ではないので不正義である。ケア関係は基本財であるので、「結婚」制度を拡張してすべてのケア関係を含むものにするべきだ、とする。
12. ハルワニのブレイクの最小結婚論の評価は以下。
 - a. その国家がケア関係一般を保護しようとする場合、結ぼうとしているケア関係契約が真正なものであることを確認するために国家に莫大な費用がかかる。ただしこれは実際的な問題。
 - b. なぜ国家が自由な選択によるケア関係を「結婚」というパッケージとして承認する必要があるのか、個人間の任意契約ではなぜ不十分かという問題。これについては以下のような返答が可能。
 - i. 弁護士依頼などの費用・経費の問題(実際的問題)
 - ii. 第三者(国家や勤務先、他の関係者・非関係者)に義務を課す必要があるため(たとえば、ハルワニは触れていないが、二者間の契約では、不貞行為の相手側に損害賠償ができない)
 - iii. 契約関係の公平さを保障するため。私的な契約では権力関係や交渉力の有無によって有利な側がさらに有利な契約を作成することができてしまう
 - c. 最小結婚がわざわざ「結婚」という概念を使う必要があるかという問題がある。ブレイクの最小結婚はけっきょくは多種多様なケア関係を保護し保障する自発的契

約だが、現在「結婚」に前提されている性的な親密さの要素が欠けている。→ 概念の改訂である、という答が可能か

- d. なぜケア関係に限定するのか、特にグループ婚を排除できるか→ブレイクはケア関係は固定されたある程度限定された人数のあいだでしか成立しない傾向があると考えるが、理論的にはグループ婚も認めざるをえない
 - e. 保護されるべきケア関係とはどんなものか？それを特定した場合に、中立原則から逸脱することになるのではないか？たとえば、一夫多妻でかつ男性が女性たちを家にとじこめて保護する、といった関係がケア関係であると主張された場合に、それも自発的であるならば結婚関係として認めるか → つまり、どのような「ケア」が保護されるべきケアであるかについて国家は中立ではいられないだろう
13. 最後に、一般に結婚は離婚の手続きをしないかぎり永続的なものと考えられているが、たとえば5年なり10年なりの期間を限定したものにするという期間限定婚のアイデアを好意的に検討して終わる。

コメント

1. 「結婚」の概念に、「本質的な」概念内容はない、という主張はOK。ただし、ハルワニは社会学者のクーンツがあげた世界各国の奇妙な結婚制度のリストを提出することでそれらに共通する必要十分条件が見つからない、と結論しているが、この方法には若干疑問がある。当然のことながらそれは、英語で marriage と呼ばれているものを各時代・文化で探した結果ではない。むしろ、英語の marriage で指されるものと類似した実践・慣習を各文化から探してきているわけだ。その結婚の中心的な意味が基本的には男女の生殖と家族形成にかかわる社会的システムや規範であると私には思われる。各文化で理解しにくい奇妙な「結婚」(たとえば死者や、人体の一部と「結婚」する習俗)が存在しているとしても、それはその文化で中心的な「結婚」になんらかのかたちで類似的であるか、なんらかの部分的な機能を共有するものだと思われる。必要十分条件によって「本質」を見つけようとするハルワニの方針には、本書全体をとおして違和感がある。
2. 結局のところ、結婚とは親密な人間関係を法的・社会的に統制するためにデザインされた取り決めの制度である、というハルワニの主張もとりあえずOK。国内では「なぜ結婚というプライベートなことがらに国家が介入するのか」のような紋切り表現が存在するようだが、まさに結婚は国家と社会が保護のために介入すべき、あるいは介入せざるをえないことがらである。(恋愛やセックスはそうとまでは言えない)
3. 「新自然法主義者」たちの議論に対するハルワニの批判に少しコメントする。
 - a. 米国で同性婚に反対していた人々は、おもに保守的な傾向をもつキリスト教系の思想家・哲学者であり、彼らは結婚は本質的に「二人の人格の合一(union)」であ

- るべきだ、あるいは「結婚は生殖にかかわるものであり、生殖は新しい人格の創造にかかわるものであるので道徳的に重要だ」といった前提から議論をおこなう。
- b. だが、新自然法主義者たちの結婚の(彼らの信念にもとづく)「定義」にしたがう理由はない(現実の我々の結婚の記述的概念とはおそらく一致しない)。「人格の合一」や「身体の合一」といった概念は誇張的であり、事実には即していない。彼らの定義は実際には規範的定義なのでそれを論証する必要がある。また結婚によらないセックスがなぜ不正であるかの論証ができていない。不妊の異性愛カップルなど、婚姻関係にあっても生殖にかかわらないカップルは多いし、実際避妊などをおこなっている。したがって、われわれが法的システムとしての結婚を考えるためには新自然法主義者たちの本質論や理念は役に立たない、のように彼らの議論を一蹴する。
 - c. 私自身はこの新自然法主義者批判は十分強力なものだと思うが、彼らが重視している「生殖」という契機についてはもうすこし考えるべきことがあるかもしれない。これは、結婚という社会的制度が、その自然的起源としては生殖をめぐるさまざまな葛藤を調整する機能があるように思われるためであり、いまでも、我々が考える結婚の「本質」や必要十分条件ではないかもしれないが、その中心的部分を占めていると思われるからだ。
 - d. 実際のところ、ハルワニの同性婚擁護の中心部分には、米国社会で「結婚している」という地位が非常に高く評価されているのにもかかわらず同性愛カップルに結婚を認めないことが不正な差別であり侮辱である、という論点があるが(くりかえすがこれは強力な論点である)、日本のような社会では結婚していることそれ自体はさほど高く評価されておらず、むしろ子供をもち育てている(あるいはその経験がある)ことがそれに対応しているように見える。
4. ハルワニは結婚している人々に与えられる数々の特権・優遇を問題視する。これもOK。ハルワニは(他の同性婚公認推奨派とおなじく)慣習的結婚カップルにのみ特権や優遇があたえられることは、他のタイプの親密関係をもつ人々に対して差別的だとする。これは同性婚に賛成する強力な論点であると思われる。ハルワニはまた、ポリガミーやグループ婚、そしてブレイクが提案する最小結婚にも共感的である。こうした結婚制度の拡張は、「人々のオプションを増やす」方向に向かうものであるため、強く反対する論拠を見つけることは難しい。
 5. ただし、ハルワニの記述からは、結婚している人々が特権や優遇と引き換えに放棄しているものや、負わされることになる義務についての理解が得にくい。(たとえば貞操義務、扶養義務など)。そして、こうした義務や責務がどのようなものかということは、実は実際に結婚している人々も完全に理解しているわけではない。たとえば離婚を考えはじめたときにやっと自分がどんな責務を負っているかを理解する人は多いだろう。
 6. ヘレン・フィッシャーやデヴィッド・バス以降の恋愛・セックス・結婚などにかかわる文化人類学・進化心理学等の発展で、恋愛・セックス・結婚をめぐる社会学者たちの理解はそ

れ以前とはずいぶん雰囲気がちがったものになっている。ハルワニや他の哲学者たちはそうした変化についていけているだろうか。もちろん、記述的な研究が直接に結婚制度の是非のような規範的・価値的問題を解決するわけではない。

7. ハルワニは結婚制度の機能のうちポジティブな機能(つまり、結婚制度が存在することによって存在することになっているもの)に目を向けるが、ネガティブな機能つまり、結婚制度が伝統や慣習として存在することによって比較的目立たなくなるものに対する配慮が薄いように思われる。結婚制度は有史以前からの人類が、各種の重大なトラブルやコンフリクトを避けるために営んできたたいへん古い制度であり、また経済や技術の発展とともにない現在も更新されつづけている制度だという見方には魅力がある。
8. 例をあげれば、ハルワニやブレイクがほとんど触れていない結婚の機能の一つに、嫡出推定と貞操義務がある。法的にも社会的にも、結婚している男女カップルの女性が出産した子供は、その配偶者の子供であると法的・社会的に認められ、また生物学的にそうであると社会的に強く期待されている。父性の不確実性(paternal uncertainty)こそが結婚・家族制度の核心的課題であるという見方は、各種社会科学では一般的になっている(ヒュームやシジウィックですら、女性にのみ特に要求される貞操という美德の起源と理由を推測する際に父性の不確実性がポイントだと指摘している)。
9. 人類は子供を育てるために長期間に渡る大きな投資を必要とする種族であり、特に他の哺乳類(特に霊長類)と比較して、父親からの大きな投資を必要とするという点が特徴である。女性が自分の子供の父親を特定できず、そのために生物学的父親からの投資を得られない場合には、そのために子供を育てるために非常に困難を味わうことが予想される。そのため女性が性的な関係を持ち妊娠が予想される場合には結婚が推奨されることになる(おそらく女性売春者に対する非難の起源も、一部はこれに関係する)。
10. フィッシャーらによれば、人類の(現代に至るまでの)基本的な配偶戦略は、基本的には一夫一婦の核家族形成であるが、状況に応じての男性の側の時間差複婚(あるいは継起的単婚 serial monogamy)と、女性の側の極秘姦淫(clandestine adultery)が含まれているだろうとされている。資源をもった男性は、経時的に配偶をくりかえしながら何人かの女性に子供を生まれ、女性は配偶者から資源を受けとりつつ、機会によっては不倫などによって遺伝的に優秀だと思われる男性の子供を生まうとする傾向がある。歴史的には資源をもった男性による女性の独占なども問題になった可能性がある(それは独身男性を増加させ、社会全体を不安定にする¹)。男性内、女性内でも配偶者獲得をめぐる強い葛藤が存在し、社会的トラブルの一員となりつづけている。
11. こうしたトラブルを回避し、なんとか子育てするための妥協作としての結婚という理解には魅力がある。つまり、結婚はその起源からして、われわれの本性的傾向から、対立する利害をもつ者たちの対立する生殖・配偶戦略をなんとか調停するための社会的制度であり、そうでありつづけている。実際には少なからぬカップルが生殖を目的とせずに結婚し

¹ この独身男性の増加による社会の安定の喪失、という問題にハルワニは気づいている。

ているし、また結婚における貞節などはほとんど守られていないが、上のような形で「結婚はなんのために存在する制度であるか」を考える際には、我々の設定する「目的」とともに、われわれはどんな(自然的・文化的)傾向をもち、過去にはどんなことが(集合的に)目的とされていたのかを考えるのは重要だろう。もちろんそれは、現在われわれの結婚制度をどうすべきか、ということを考えるには補足材料にしかならないが、なぜ我々が(基本的に)一夫一婦の結婚・家族制度にそれほどまでにこだわるのか、ということを理解させてくる。ハルワニは、なぜこれまで人々が恋愛とセックスをいつもいっしょに考えてきたのかは謎(パズル)だと言うわけだが、それはこうした人間の進化的な「本性」(あるいは傾向性)から説明できるかもしれない。

ハルワニの全体的ペシミズムと生の目的としての結婚・生殖

1. ハルワニは「結論」において、我々の生についての態度と恋愛・セックスに対する態度とのマトリックスを提出している。

	恋愛・セックスはよいもの(楽観主義)	恋愛・セックスは悪いもの(悲観主義)
人生はよいもの(楽観主義)	人生はよいものであり、恋愛とセックスは人生が与えてくれる重要なよいもの	人生はよいものだが、恋愛は利己的でありセックスも他人をモノ化する不道德なものである
人生は悪いもの(悲観主義)	人生は苦であるが、愛とセックスは人生における少数のよいものである	人生はおおむね苦であり、恋愛とセックスはおおむね不道德であり不合理であるので、道徳的統制が必要(そして道徳的配慮や統制は恋愛やセックスの喜びや快楽を阻害する)

2. ハルワニ自身は、生についても恋愛(ロマンチックラブ)とセックスについても強い悲観論をとる。その際、ハルワニはこう言う。「結婚は本質的に法的な規則と統制であると定義し理解されるべきものであるかぎり、それは必ずしも愛ともセックスともかかわりをもつ必要のない一つの制度です。それは(よかれあしかれ)特定の親密な人間関係を統制するためにデザインされた制度であり、それが恋愛関係であろうが、セックス関係であろうが、それらとはまったく別の関係であろうがかかわりのないことです。」
3. ハルワニはロマンチックラブを二種に分類した上で、それらと(望ましい)セックスの関係を否定し、さらにロマンチックラブとセックスと、結婚との間の(望ましい)関係も否定する。だが、ロマンチックな人々(哲学者)のなかには、恋愛(RL1であれRL2であれ)とセックスが、結婚(特にコミットメント)と生殖という継起を通して統一されるとか、あるいはセックスと生殖と育児を通してRL1がRL2に発展することを期待する人々はいらるだろう。そして特に生殖と他者の養育が、親子愛やき兄弟愛など血縁とかかわりのある人間関係を提供することによって、人生をよりよいものにしてくれる(そして苦しい人生に「意味」や「目的」や「生きる理由」を与えてくれる)はずだ、という願望や理念をもつ人は多いだろう。そうした点からすると、生殖と密接に結びついた形の結婚の理想というものはもうすこし共感的に解釈してもよさそうに思える。その際、ハルワニのように結婚は単なる制度にすぎないとする発想がどのていど説得的であるのかはもっと検討する必要がある。それはたしかに法的な制度であるが、必ずしも恣意的なものではなく、我々の動物としての「本性」とかかわりのある欲求や必要をなんとか満たすための慣習であると理解する方向に魅力が感じられる。

4. もちろん、このことと、正義や平等のために法的な結婚制度を拡張しようとする方針の是非は別である。我々の多くがもつ、恋愛とセックスと結婚の三位一体、いわゆるロマンチックラブイデオロギーはたしかにしっかりした根拠をもたないという意味でイデオロギーであり、ハルワニのような哲学者の精査に耐えうるものではない。むしろ、なぜわれわれ（というか過去の人々）はそうしたイデオロギーをもたざるをえなかったのか、そしてなぜ結婚制度の拡張に抵抗を感じる人々がいるのか、を理解するために人々がぼんやり考えているだろうことを明確化する必要がある、というだけの話である。その際には歴史的な研究や心理学的な研究がもっと必要になるだろう。
5. ロマンチックラブイデオロギーは実際にイデオロギーであり、「お話」であり、われわれの願望にすぎないものだろうが、我々凡夫がまずまず幸福で満足のいく人生を送ろうとするならば、そうした慣習的な「お話」を信じている「ふり」はしなければならぬかもしれない。
6. 保守思想の元祖バークは、我々の慣習とそれに含まれる偏見(prejudice)のなかには、歴史によって蓄積された知恵が含まれていると主張している。おそらく結婚という人々をしばりつける古い制度にも、我々の祖先の苦い経験からの知恵が含まれている。社会の改善は理性的におこなわれなければならないが、それは少しずつなされなければならないと信じる人々は少なくない。そうした観点をもつ保守的な人々がいることにも進歩的な人々は寛容であるべきだろう（「社会が変わってしまう！」と恐れる人々の言い分をよく聞いてみて、いったいなにを恐れているのかかんがえてみる必要がある）。地道な啓蒙と説得作業が必要だ。

応用哲学者・応用倫理学者への期待

1. 恋愛とセックスと結婚のそれぞれ、そしてそのあいだの関係は、多くの一般人の興味をひくテーマであり、広い意味での「哲学的」議論や洞察が期待されている領域でもある。ぜひ恋愛、結婚、セックスなどにまつわる哲学的・倫理的・美学的問題に関心をもってほしい。語りにくい問題であり、時にはポリコレに反することを言わざるをえないことも多い分野であるが、勇気をもってほしい。
2. 国内では夫婦別姓に関する議論が盛んのようなのだが、同性婚の問題にもっと関心をもってほしい。おそらく米国で主流だった「同性カップルに結婚による特権・優遇を与えないことは非常に不当な差別である」という議論だけでも同性愛容認の根拠として十分であると私には思われる。ハルワニが指摘しているようにそれがポリガミーその他の多種多様な結婚を認める根拠にもなりえることを意識してほしい。すると、我々はハルワニが気にしているように「結婚」を一部のカップルのあいだのとりきめであることから拡張し、ブレイクの「最小結婚」を越えて、もっと多様な親密関係を保護する制度にするべきだと思われるが、それに賛成できないとすればその理由はなんであるのか考えたい。

3. 避妊、妊娠中絶、DNA検査、体外受精、遺伝子選別・操作等が可能になった社会では、それに対応してセックスや結婚に関する規範は変化して当然である(恋愛については不明)。そうした生命倫理的・応用倫理学的問題を考えるうえでもセックスや結婚の問題は重要なので、本邦の哲学者たちのあいだでも、基礎的な概念の分析や規範的議論を期待している。
4. 話題の「少子化対策」は、けっきょくは保守的な傾向をもつ異性愛者に結婚と生殖に特典を与えインセンティブを与える、というかたちでしかなしえないのかもしれない(生殖だけに特典を与えることはむずかしいかもしれない)。これは見方によっては同性愛的な傾向をもつ人々には差別的である可能性がある。いろいろ議論したいところである。